

# 労務 ROAD

## ■外国人技能実習制度とは？

「外国人技能実習制度」とは、日本で技能を習得した外国人が母国の発展に寄与することを最終的な目標にした制度です。適切な運用がされるよう、いくつかのルールがある中で、とくに混同しやすい内容についてご紹介致します。

ビザ	外国から日本の空港に上陸し、入国審査を受けるためのもの →外国で発行
	ビザには2種類（『研修ビザ』と『技能実習ビザ』）があります。  【研修ビザ】 在留期間は1年間で、技能実習ビザへの在留資格変更はできません。また、労働者ではありませんから、報酬はなく、交通費等の実費支給のみとなります。 （例）実務研修を伴わない工場見学や、講義中心の社員研修のため海外より人員を呼び寄せる場合等  【技能実習ビザ】 初期講習後に実習計画の範囲内で、実務実習を行うことができ、報酬も発生します。報酬は最低賃金を下回することは許されません。
在留資格	ビザ（査証）や入国管理局が独自に定める基準を満たした外国人が日本に入国して在留することを許可するもの。→日本で発行
	日本には28種類の在留資格があり（平成30年8月現在）、それぞれ許可されている活動が異なります。以下は在留資格の一例です。  【短期滞在】 観光や親族の訪問等で日本に来る外国人の所持する在留資格です。アルバイトなどを行うと不法就労となってしまいます。  【技能実習】 1号：受入れ先機関に雇用され、現場で技能を習得するための活動が可能となります。 2号：技能が一定水準に達すると在留資格の変更が許可され、最長3年間の実習が可能となります。 3号：優良な監理団体（商工会などの営利を目的としない団体）や、実習実施機関に限り、最長5年間技能実習が認められます。  【特定技能】※2019年4月より新設予定（審議中） 新たな14分野での外国人の就労が可能になります。 →農業、介護、建設、造船、観光等

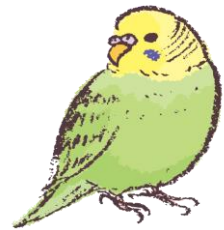
【one visa journalより】

## ■任意継続被保険者の標準報酬月額上限の変更について

平成31年度の健康保険の任意継続被保険者の標準報酬月額上限が、**30万円**に変更となります。（平成30年度は、28万円が上限でした。）

- 任意継続をするには下記2つの条件を満たしていることが必要です。
  - ① 資格喪失日までに、健康保険の被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること。
  - ② 資格喪失日から20日以内に資格取得申出書を提出すること。
- 保険料は、退職時の標準報酬月額にお住まいの都道府県の保険料率を乗じた額です。（40歳以上65歳未満の方は、介護保険料率が含まれます。）  
保険料は、原則2年間変わりません。 【協会けんぽより】

VOL.630  
(1902-2)



## 河本社労士事務所

〒541-0056  
大阪市中央区久太郎町  
1-9-26 船場 IS ビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
編集担当：矢尾・君野

## セミナー開催のご案内

ここが重要！押さえておきたい「働き方改革」セミナーを3月6日に実施します。  
第一部では代表河本が、働き方改革について、第二部ではIndeedさんをお招きして採用手法やトレンドについてお話します。HPからチェック可能です。ぜひ奮ってご参加ください。

先月、春に向けてプランターにチューリップの球根を植えました。チューリップは一定期間低温を経験しないと花が咲かない為、冬の間雪の下にある状態が良いのだそうです。芽が出るのはまだ先ですが、水やりをしながら春を楽しみに待ちたいと思います。  
(百々路)

SNSでもお役立ち情報  
配信中です



【アカウント】  
Facebook: 河本社労士事務所  
Instagram: @ksj\_koumoto  
Twitter: @ksj\_koumoto